

安全保障理事会議長声明

「テロ行為を原因とする国際の平和および安全に対する脅威」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2015年1月19日に開催された、安全保障理事会の第7362回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、ボコ・ハラムにより行われた攻撃、とりわけ、自爆を行うことをボコ・ハラムにより強制された子どもが関与したと伝えられている、ボルノ州のマイドゥグリとヨベ州のポティスクムでの2015年1月10日と11日の自爆、一般人の住宅の大規模な破壊とかなりの一般人の被害者をもたらした、ボルノ州のバガでの2015年1月3-7日の攻撃、のつい最近の段階的拡大並びにチャドとカメルーンとのナイジェリア国境沿いのチャド湖流域地域とカメルーンの北部州における増加している攻撃を最も強い文言で非難する。

安全保障理事会は、あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、その動機、何処で、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認する。安全保障理事会は、テロリズムはいかなる宗教、民族、文明または種族的集団と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

安全保障理事会は、犠牲者の家族に対し安保理の深い同情と弔意を表明しそしてこれらの攻撃で負傷した全ての者、そしてナイジェリア連邦共和国の国民および政府、並びにその他の影響を受けた諸国の国民と政府に対し深い同情を表明する。

安全保障理事会は、2009年以降の、テロリスト集団ボコ・ハラムによる、一般住民、特に女性と子どもに対する暴力、殺害、人質拘束、略奪、レイプ、性的奴隷や他の性的暴力、子どもの勧誘および一般人の財産の破壊に関するものを含む、あらゆる人権侵害および適用可能な場合には、国際人道法違反を強く非難しまた憂慮する。安全保障理事会は、報告された人権違反や侵害およびナイジェリアの近隣諸国へのものを含む、一般住民の大規模な移送について深刻な懸念を表明する。安全保障理事会は、アル・カーイダ制裁一覧表にボコ・ハラムを載せるという安保理の決定を想起する。

安全保障理事会は、ボコ・ハラムが直ちにそして疑いの余地なくあらゆる敵対行為およびあらゆる人権侵害並びに国際人道法違反を止めそして武装解除し動員解除することを求める。安全保障理事会は、2014年4月にボコ州のチボクで拉致された276名の女生徒を含む、囚われたままに拉致された全ての者の即時且つ無条件の解放を求める。安全保障理事会は、そのような行為の幾つかは人道に対する罪に相当する可能性があることを認識しそして全ての人権侵害と違反並びに国際人道法違反に責任を有する者が、責任を問われなければならないことを強調する。安全保障理事会は、国際法の下での自国の義務に従って、自国領域の一般住民を保護する加盟国の主要な責任をくり返し表明する。

安全保障理事会は、国内および隣国のカメルーン、チャド並びにニジェールへのナイジェリア人の大規模な移送をもたらしている、ボコ・ハラムの活動を原因とする増えつつある人道的危機の規模に安保理の懸念を表明する。安全保障理事会は、これに関連して、人道援助関係者および関連する国際連合組織の援助を得たものを含む、当該諸国の政府により難民に提供された支援を称賛し、そして国際社会に対し、至急の対応を必要とする地区においてその支援を提供することを求める。

安全保障理事会は、ボコ・ハラムの活動が西部および中央アフリカ地域の平和と安定を損なっていることに深い懸念を表明する。

安全保障理事会は、ボコ・ハラムとより効果的に闘うために、情報共有、調整および共同活動を高めるための、二国間および多数国間協力機関の支援を得たものを含む、チャド湖流域地域の諸国の公約を強調した、2014年5月17日のパリ・サミットの成果文書、並びにロンドンおよびアブジャの閣僚会合のフォローアップの成果文書に留意する。安全保障理事会は、チャド湖流域委員会（LCBC）の国家元首の臨時サミットの2014年10月7日コミュニケ、並びにボコ・ハラムと闘うLCBC加盟国およびベナンの取組に関するアフリカ連合平和安全保障理事会の2014年11月25日コミュニケにもまた留意する。

安全保障理事会は、ボコ・ハラムに対する軍事作戦を実施する、合同司令部の設立と国の派遣部隊の展開を含む、多国籍合同機動部隊を運用可能にする、LCBC加盟国およびベナンの決定に留意する。

安全保障理事会は、ボコ・ハラムにより与えられた脅威に対する地域的な対応を討議する、2015年1月20日の、ニジェールのニアメにおける地域会合の計画を歓迎する。安全保障理事会は、LCBC加

盟国およびベナンに対し、多国籍合同機動部隊の持続的な、実行可能なそして効果的な運用化に向けた一層の計画立案に取りかかることを促す。安全保障理事会は、これに関連して、彼らに対し、特に機密情報共有と合同作戦の分野における、想定される展開の手段と様式を特定することを促す。

安全保障理事会は、二国間および多数国間のパートナーにより既に提供されている同地域の国家に対する援助を歓迎しそして彼らに対し、多国籍合同機動部隊の作戦能力を高めるため、資金的なまた後方支援的な援助、関連装備およびより効果的にボコ・ハラムと闘うための同地域の集団的努力を促進する効果的な機密情報の共有を増やす様式の提供を含む、支援を増やすことを奨励する。安全保障理事会は、多国籍合同機動部隊の全ての作戦は、国際人道法および国際人権法を含む国際法を十分に遵守して行われなければならないことを強調する。

安全保障理事会は、2015年1月14日に出された、ボコ・ハラムに対する闘いに積極的な支援を誓約した、チャド政府のコミュニケに留意する。安全保障理事会は、ボコ・ハラムのテロリストに対する闘いにおいてカメルーンとニジェールの軍人を支援することをチャド陸軍と治安部隊に承認した、2015年1月16日のチャド議会による票決を歓迎する。

安全保障理事会は、国際法および関連する安全保障理事会諸決議に従って、テロリズムのこれらの非難すべき行為の実行者、まとめ役、出資者および支持者を訴追する必要性を強調する。